

亀岡市環境白書 データ集

平成 27 年度 版

亀岡市環境市民部環境政策課

目 次

第1章 大 気

1	大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況	1
2	大気汚染測定結果（年平均値）の推移	1
3	大気汚染測定結果（年平均値）の推移グラフ	2
4	平成26年度測定結果	4
5	大気汚染に係る環境基準等	6

第2章 水 質

6	市内河川のBOD年間平均値	9
7	河川別水質測定結果の推移	11
8	河川水質測定結果（重金属）の推移	29
9	水質汚濁に係る環境基準等	30

第3章 騒 音

10	騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	33
11	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	34
12	京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況 ..	35
13	騒音測定における環境基準達成状況	36
14	環境騒音測定結果	38
15	自動車交通騒音測定結果	41
16	騒音に係る環境基準	47
17	騒音規制法に基づく規制基準等	48
18	夜間営業等の騒音の制限	50
19	商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限	51

第4章 振 動

2 0	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	5 2
2 1	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	5 2
2 2	京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況..	5 3
2 3	振動規制法に基づく規制基準等	5 4

第5章 悪 臭

2 4	京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況.....	5 6
2 5	悪臭防止法による規制基準.....	5 6

第6章 ダイオキシン

2 6	大気中におけるダイオキシン類調査結果	5 8
2 7	公共水域におけるダイオキシン類調査結果	5 8
2 8	ごみ焼却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度	5 8
2 9	ダイオキシン類による大気の汚染、 水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準	5 9
3 0	廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準	5 9

第7章 空き地の雑草

3 1	雑草パトロールの結果	6 0
-----	------------------	-----

第8章 苦 情

3 2	年度別苦情件数	6 1
3 3	地域別苦情件数	6 2

第9章 一般廃棄物の状況

3 4	ごみ排出量処理実績	6 3
-----	-----------------	-----

第 10 章 用語集

3 5	大気関係		6 6
3 6	水質関係		6 7
3 7	騒音関係		6 8
3 8	ダイオキシン関係		6 8

第1章 大 気

1. 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況

年 度	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
昭和 60 年度	○	○	●	○	-
平成 2 年度	○	○	●	●	-
7	○	○	●	○	-
12	○	○	●	○	-
22	○	○	●	○	-
23	○	○	●	○	-
24	○	○	●	○	●
25	○	○	●	○	●
26	○	○	●	○	○

資料：京都府（測定場所：京都府農林水産部農林センター）

※ ○は環境基準の達成 ●は環境基準の未達成を表す

光化学オキシダントは昼間の 1 時間値が環境基準達成の有無を表す

微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準を共に達成している場合のみ達成と表す

2. 大気汚染測定結果（年平均値）の推移

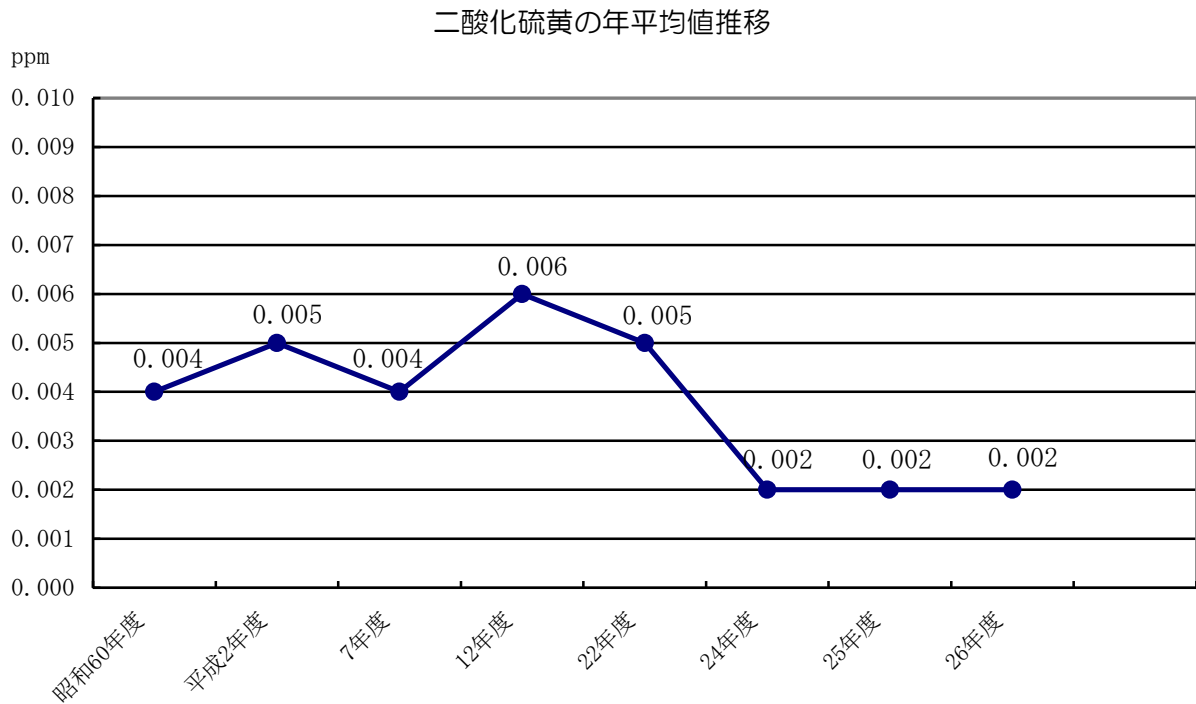
年 度	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	微小粒子状物質 (μg/m ³)
昭和 60 年度	0.004	0.009	0.044	0.037	-
平成 2 年度	0.005	0.009	0.040	0.055	-
7	0.004	0.012	0.032	0.029	-
12	0.006	0.011	0.018	0.022	-
22	0.005	0.008	0.054	0.017	-
23	0.004	0.008	0.030	0.017	-
24	0.002	0.008	0.033	0.020	13.0
25	0.002	0.007	0.049	0.020	14.9
26	0.002	0.006	0.034	0.019	13.3

資料：京都府（京都府農林水産部農林センター）

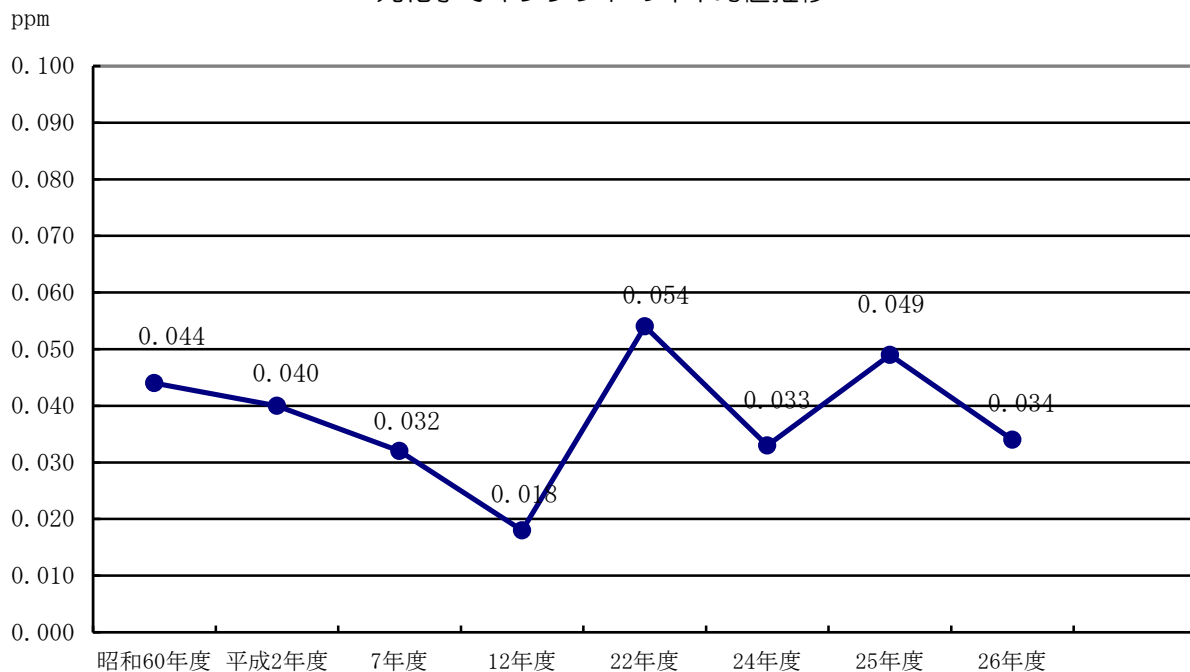
※ 光化学オキシダントは昼間の 1 時間値の年平均値

3. 大気汚染測定結果（年平均値）の推移グラフ

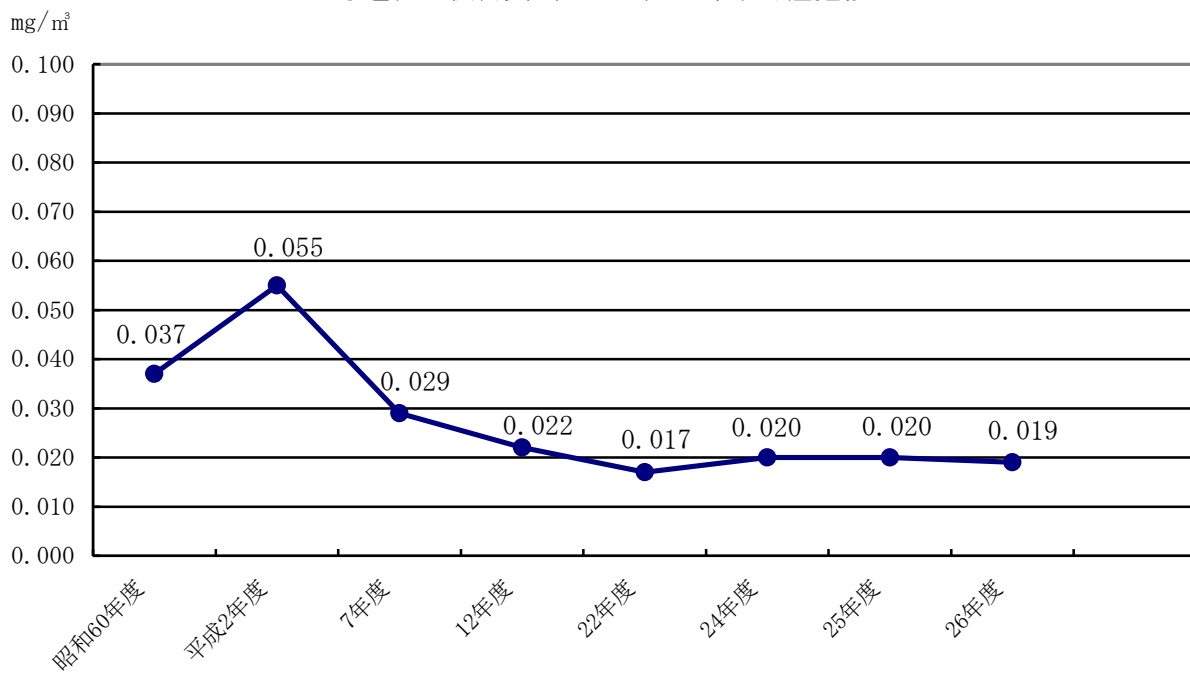
資料：京都府（亀岡測定局）



光化学オキシダントの年平均値推移



浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値推移



4. 平成26年度測定結果（京都府資料）

i) 二酸化硫黄

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超 えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)
亀岡	365	8678	0.002	0	0.0	0	0.0	0.042	0.008	○	0

ii) 二酸化窒素

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	1時間値が0.2ppmを超 えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以 上0.2ppm以下の時間 数とその割合		日平均値が0.06ppm を超えた日数とその割 合		日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による日平 均値が 0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
亀岡	361	8681	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0

4

iii) 光化学オキシダント

測定局	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超 えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の 日数と時間数			昼間の1時間 値の最高値	昼間の日最高 1時間値の年 平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数とその割合		日数とその割合		(時間)	(ppm)	(ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
亀岡	356	5224	0.034	79	440	8.4	0	0.0	0	0.118	0.049

iv) 浮遊粒子状物質（SPM）

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を 超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均が0.10 mg /m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有× 無○)	(日)
亀岡	314	7610	0.019	0	0.0	0	0.0	0.100	0.044	○	0

v) 微小粒子状物質 (PM2.5)

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 98%値	長 期 基 準	短 期 基 準	長期基準短期基準共に達成
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(○達成、●未達成)	(○達成、●未達成)	(○達成、●未達成)
亀岡	342	13.3	3	0.9	69	31.2	○	○	○

5. 大気汚染に係る環境基準等

i) 環境基準

物 質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（昭 48.5.16 告示）	溶液導電率法又は紫外線蛍光法。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。（53.7.11 告示）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 又はオゾンを用いる化学発光法。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（昭 48.5.8 告示）	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法。
浮 遊 粒 子 状 物 質 （ S P M ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。（昭 48.5.8 告示）	濾過捕集による重量濃度測定方法、又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはベータ線吸収法。
微 小 粒 子 状 物 質 （ P M 2 . 5 ）	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること（平 21.9.9 告示）	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電圧電天びん法若しくはベータ線収集法。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（昭 48.5.8 告示）	非分散型赤外分析計を用いる方法。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内に

ある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

ii) 環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するものが 0.06ppm 以下であること。
評価対象	年間における測定時間が 6,000 時間に満たない場合は評価対象としない。
通 知	昭和 53 年環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続しないこと。
評価対象		1 日平均値の評価にあっては、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には評価対象としない。
通 知		昭和 48 年環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知

光化学オキシダント

評価方法	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価対象	6 時から 20 時の昼間時間帯について評価を行う。
通 知	昭和 48 年環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

評価方法	長期基準	測定結果の1年平均値が15μg/m ³ 以下であること
	短期基準	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m ³ 以下であること
評価対象		年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。
通 知		平成21年環水大総発第0909090001号環境省水・大気環境局長通知

第2章 水 質

6. 市内河川のBOD年間平均値

(単位：mg/ℓ)

測 定 地 点		平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
鵜ノ川	めがね橋	0.8	0.6	1.2	0.7
	桂川合流前	0.6	0.9	1.1	0.6
西 川	下条橋	2.0	1.7	2.2	1.2
	桂川合流前	1.6	1.5	1.8	1.0
年 谷 川	鍬山神社	0.9	0.7	1.2	0.8
	桂川合流前	2.2	2.1	7.3	1.9
雑 水 川	医王谷	0.9	1.1	1.0	0.8
	南郷橋	1.9	1.7	3.1	1.2
曾我谷川	春日部	1.0	1.0	1.5	0.7
	桂川合流前	1.3	1.2	1.6	0.9
赤 川	宇津根踏切	1.3	1.3	1.7	1.0
法貴谷川	法貴	1.1	1.0	1.0	1.0
犬 飼 川	養鶏場下	1.0	1.6	2.6	1.5
	川西	0.8	0.9	1.9	1.2
	倉谷橋	0.8	0.7	1.5	0.9
	小幡橋	0.8	1.3	1.1	0.6
	桂川合流前	1.0	1.4	1.6	1.0
栢 原 川	落合橋下流	0.7	0.7	1.3	0.8
	九折橋下流	1.4	0.6	1.2	0.6
砂 川	鹿谷	1.2	0.9	1.2	1.1
	染色工場下	1.4	1.5	2.1	1.3

測 定 地 点		平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
山 内 川	芦 ノ 山	1.1	1.1	2.2	0.9
	夫 婦 松 橋	1.1	1.2	1.9	1.1
	山 内 川 橋	1.1	1.2	1.6	1.2
願成寺川	法 然 寺	1.6	1.6	1.5	1.5
千 々 川	行 者 橋	1.2	1.6	0.9	1.0
	J R 鉄 橋	1.2	1.1	1.5	0.7
古 川	古 川 橋	2.0	1.2	1.8	1.0
七 谷 川	若 宮 橋	1.3	1.4	2.0	0.8
	キャンプ場付近	0.6	0.6	0.8	0.4
本 梅 川	水 橋	1.0	1.4	1.1	1.0
大路次川	あたご橋下流	0.9	0.7	0.8	0.4
愛宕谷川	愛 宕 橋	0.6	0.7	1.0	0.6
桂 川	寅天井堰下流	0.8	1.2	0.9	0.8
	保津峡入口付近	1.0	1.3	1.1	0.9

7. 河川別水質測定結果の推移

鵜ノ川（めがね橋）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.6	6.8	6.8	7.3	7.3
	DO（mg/ℓ）	10.5	10.0	9.6	10.4	9.8
	BOD（mg/ℓ）	0.5	0.6	0.6	1.2	0.7
	COD（mg/ℓ）	1.0	1.0	1.5	1.7	1.3
	SS（mg/ℓ）	1.0	2.0	2.0	1.6	1.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	84×10	33×10	61×10 ²	10×10	43×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.61	0.48	1.0	0.5	0.92
	全リン（mg/ℓ）	0.016	0.036	0.015	0.04	0.033
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

鵜ノ川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.2	7.3	7.2	7.5	7.3
	DO（mg/ℓ）	10.7	10.2	9.5	10.3	9.6
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.9	0.9	1.1	0.6
	COD（mg/ℓ）	1.6	1.9	1.5	2.0	1.1
	SS（mg/ℓ）	1.0	1.8	3.7	1.0	1.6
	大腸菌群数（MPN/100ml）	11×10 ³	39×10 ²	71×10 ²	39×10 ²	23×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	2.18	1.55	1.50	1.0	1.40
	全リン（mg/ℓ）	0.024	0.024	0.026	0.04	0.024
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

西川（下条橋）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.3	7.3	7.4	8.0	7.6
	DO（mg/ℓ）	6.2	11.5	9.0	11.0	9.7
	BOD（mg/ℓ）	14.0	1.1	1.7	2.2	1.2
	COD（mg/ℓ）	16.0	4.0	3.1	4.0	2.9
	SS（mg/ℓ）	8.5	3.5	14.0	3.1	6.0
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	25×10 ³	28×10 ²	17×10 ³	92×10	93×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	5.70	2.25	1.9	1.5	1.2
	全磷（mg/ℓ）	0.615	0.125	0.135	0.22	0.125
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	1.18	0.06	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

西川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.7	7.4	7.4	8.0	7.4
	DO（mg/ℓ）	10.2	10.2	9.5	11.1	9.7
	BOD（mg/ℓ）	2.2	1.3	1.5	1.8	1.0
	COD（mg/ℓ）	5.0	3.9	2.6	4.2	2.1
	SS（mg/ℓ）	5.7	4.7	8.0	5.7	7.8
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	17×10 ³	91×10 ²	97×10 ²	99×10 ²	72×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	1.80	1.54	1.6	1.0	1.37
	全磷（mg/ℓ）	0.094	0.065	0.081	0.12	0.084
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.09	0.03	<0.01	0.02	<0.01

※「<」は当該数値未満

年谷川（鋤山神社）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	8.0	7.5	7.1	7.7	7.3
	D O（mg/ℓ）	10.5	10.5	9.4	10.5	9.7
	B O D（mg/ℓ）	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8
	C O D（mg/ℓ）	1.2	1.3	1.7	1.5	1.3
	S S（mg/ℓ）	1.0	2.0	2.5	0.6	1.8
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	16×10	40×10 ²	54×10 ²	16×10	53×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.23	0.11	1.0	0.2	0.64
	全磷（mg/ℓ）	0.010	0.017	0.019	0.02	0.013
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.06	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

年谷川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.6	7.4	6.7	7.4	6.9
	D O（mg/ℓ）	8.1	7.5	8.7	8.2	8.4
	B O D（mg/ℓ）	12.1	6.7	2.1	7.3	1.9
	C O D（mg/ℓ）	11.3	9.3	4.0	8.9	3.8
	S S（mg/ℓ）	5.3	4.4	2.8	2.1	2.2
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	79×10 ³	27×10 ²	79×10 ²	68×10 ²	87×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	13.47	11.5	3.3	9.6	4.42
	全磷（mg/ℓ）	0.695	0.275	0.18	0.89	0.328
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.06	<0.01	0.04	<0.01

※「<」は当該数値未満

雑水川（医王谷）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.5	7.4	7.1	7.8	7.0
	D O（mg/ℓ）	9.8	9.6	9.4	10.1	9.7
	B O D（mg/ℓ）	0.7	0.9	1.1	1.0	0.8
	C O D（mg/ℓ）	1.5	5.4	2.3	1.6	1.7
	S S（mg/ℓ）	1.0	18.0	4.0	1.3	9.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	9×10	12×10 ²	64×10 ²	55×10	11×10 ³
	全窒素（mg/ℓ）	0.58	1.0	1.6	0.6	0.94
	全磷（mg/ℓ）	0.012	0.026	0.019	0.03	0.031
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

雑水川（南郷堀）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	8.6	7.1	7.1	7.7	7.1
	D O（mg/ℓ）	14.0	6.5	9.0	10.0	9.0
	B O D（mg/ℓ）	4.5	1.8	1.7	3.1	1.2
	C O D（mg/ℓ）	8.5	4.2	3.0	5.1	2.5
	S S（mg/ℓ）	13.7	7.8	10.8	10.9	10.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	16×10 ²	19×10 ²	12×10 ³	62×10 ²	91×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	1.36	1.01	1.5	0.8	1.22
	全磷（mg/ℓ）	0.090	0.071	0.67	0.09	0.068
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.04	<0.01	0.02	<0.01

※「<」は当該数値未満

曾我谷川（春日部）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.8	7.4	7.1	7.9	7.2
	D O（mg/ℓ）	10.2	10.2	9.3	10.1	9.4
	B O D（mg/ℓ）	0.7	0.7	1.0	1.5	0.7
	C O D（mg/ℓ）	1.7	1.7	1.9	2.3	1.5
	S S（mg/ℓ）	1.5	3.0	3.0	2.0	2.0
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	54×10	69×10	70×10 ²	77×10	47×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.47	0.58	0.8	0.3	0.64
	全磷（mg/ℓ）	0.060	0.024	0.026	0.04	0.030
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

曾我谷川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	8.0	7.5	7.3	8.2	7.3
	D O（mg/ℓ）	11.2	11.0	9.4	11.3	9.8
	B O D（mg/ℓ）	1.8	1.3	1.2	1.6	0.9
	C O D（mg/ℓ）	3.6	3.1	2.2	3.1	1.6
	S S（mg/ℓ）	2.8	5.4	3.8	2.5	4.2
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	69×10 ²	16×10 ²	67×10 ²	15×10 ²	48×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	1.04	0.92	1.6	0.8	1.11
	全磷（mg/ℓ）	0.070	0.072	0.078	0.10	0.063
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

赤川（宇津根踏切）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.7	7.5	6.9	8.0	7.4
	D O（mg/ℓ）	9.3	10.1	8.9	9.7	9.5
	B O D（mg/ℓ）	1.3	1.6	1.3	1.7	1.0
	C O D（mg/ℓ）	3.4	2.8	2.6	3.7	1.7
	S S（mg/ℓ）	2.5	4.0	6.5	7.0	5.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	19×10 ³	90×10	11×10 ³	27×10 ²	86×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	1.45	1.25	2.0	1.80	1.80
	全磷（mg/ℓ）	0.075	0.071	0.084	0.12	0.103
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.04	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

法貴谷川（法貴）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.6	7.3	7.2	8.1	7.4
	D O（mg/ℓ）	9.7	10.0	9.6	10.0	9.1
	B O D（mg/ℓ）	0.6	0.6	1.0	2.0	1.0
	C O D（mg/ℓ）	1.9	1.6	1.7	3.0	1.9
	S S（mg/ℓ）	6.0	4.0	4.0	10.0	4.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	12×10 ²	56×10	82×10 ²	15×10 ²	61×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.35	0.09	1.1	0.3	0.79
	全磷（mg/ℓ）	0.027	0.031	0.044	0.04	0.031
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川（養鶏場下）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.9	7.6	7.3	7.8	7.1
	D O（mg/ℓ）	9.3	9.1	8.9	9.5	8.5
	B O D（mg/ℓ）	3.6	1.5	1.6	2.6	1.5
	C O D（mg/ℓ）	5.4	3.1	3.2	3.8	2.7
	S S（mg/ℓ）	1.5	1.0	4.5	1.4	4.5
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	68×10 ²	65×10 ³	92×10 ²	77×10 ²	65×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	1.09	1.00	1.9	0.8	1.90
	全燐（mg/ℓ）	0.094	0.102	0.145	0.12	0.145
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川（川西）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.6	7.5	7.3	7.8	7.2
	D O（mg/ℓ）	10.3	10.2	9.5	10.3	9.0
	B O D（mg/ℓ）	0.5	0.6	0.9	1.9	1.2
	C O D（mg/ℓ）	1.5	2.0	1.5	2.5	2.1
	S S（mg/ℓ）	3.0	1.0	1.5	0.6	1.3
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	9×10	13×10 ²	64×10 ²	12×10 ²	47×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	1.45	1.04	1.4	0.8	1.70
	全燐（mg/ℓ）	0.015	0.105	0.079	0.10	0.076
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川（倉谷橋）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.8	7.6	7.2	7.9	7.3
	DO（mg/ℓ）	10.8	10.2	9.7	11.0	9.3
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.6	0.7	1.5	0.9
	COD（mg/ℓ）	1.5	2.1	1.2	2.1	1.6
	SS（mg/ℓ）	1.0	1.0	1.5	0.4	1.25
	大腸菌群数（MPN/100ml）	13×10 ²	19×10 ²	43×10 ²	55×10	43×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.65	0.74	1.3	0.7	1.50
	全磷（mg/ℓ）	0.033	0.079	0.080	0.09	0.053
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川（小幡橋）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.9	7.6	7.1	7.3	7.2
	DO（mg/ℓ）	10.0	10.5	9.1	8.6	8.6
	BOD（mg/ℓ）	0.8	0.6	1.3	1.1	0.6
	COD（mg/ℓ）	2.6	1.4	2.2	1.7	1.3
	SS（mg/ℓ）	1.5	2.0	2.5	2.1	6.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	80×10 ²	67×10 ²	59×10 ²	47×10	80×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.75	0.85	1.6	0.7	1.25
	全磷（mg/ℓ）	0.052	0.058	0.080	0.07	0.073
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.3	7.6	7.2	7.6	7.2
	DO（mg/ℓ）	10.3	12.1	9.5	10.9	9.7
	BOD（mg/ℓ）	1.7	1.5	1.4	1.6	1.0
	COD（mg/ℓ）	4.0	3.5	2.3	3.5	1.9
	SS（mg/ℓ）	7.5	9.0	3.8	5.5	17.2
	大腸菌群数（MPN/100ml）	32×10^3	34×10^2	71×10^2	44×10	92×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	1.09	0.91	1.4	0.8	1.21
	全磷（mg/ℓ）	0.092	0.099	0.079	0.12	0.098
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.03	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

栢原川（落合橋下流）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.9	7.7	7.2	8.0	7.3
	DO（mg/ℓ）	10.5	11.0	9.5	10.1	9.4
	BOD（mg/ℓ）	0.7	1.0	0.7	1.3	0.8
	COD（mg/ℓ）	1.7	2.2	1.2	2.3	1.4
	SS（mg/ℓ）	1.5	1.0	4.0	2.2	2.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	58×10^2	67×10^2	94×10^2	39×10	56×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	0.38	0.15	0.9	0.4	0.88
	全磷（mg/ℓ）	0.022	0.040	0.065	0.08	0.052
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

栢原川（九折橋下流）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	8.2	7.5	7.6	8.2	7.4
	D O（mg/ℓ）	5.2	10.2	9.3	10.4	9.5
	B O D（mg/ℓ）	0.7	0.8	0.6	1.2	0.6
	C O D（mg/ℓ）	1.7	1.4	1.2	2.0	1.3
	S S（mg/ℓ）	2.0	2.0	3.0	2.9	3.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	42×10	56×10	61×10 ²	16×10	66×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.50	0.43	1.0	0.5	10.5
	全磷（mg/ℓ）	0.021	0.136	0.04	0.06	0.041
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

砂川（鹿谷）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.7	7.6	7.1	7.8	7.1
	D O（mg/ℓ）	9.4	9.7	9.4	9.4	9.1
	B O D（mg/ℓ）	1.1	1.2	0.9	1.2	1.1
	C O D（mg/ℓ）	1.7	1.7	1.7	1.9	2.0
	S S（mg/ℓ）	1.0	3.0	6.5	4.0	6.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	83×10	15×10 ²	81×10 ²	10×10 ²	94×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	0.26	0.34	1.0	0.1	0.64
	全磷（mg/ℓ）	0.019	0.038	0.047	0.05	0.039
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

砂川（染色工場下）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.3	7.4	7.0	7.6	7.5
	DO（mg/ℓ）	9.4	8.8	9.1	8.7	8.6
	BOD（mg/ℓ）	6.0	2.0	1.5	2.1	1.3
	COD（mg/ℓ）	13.7	4.5	2.6	3.6	2.3
	SS（mg/ℓ）	7.5	2.5	6.5	2.7	5.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	93×10 ³	72×10 ²	11×10 ³	29×10 ²	82×10 ³
	全窒素（mg/ℓ）	2.10	1.45	1.8	1.6	1.35
	全磷（mg/ℓ）	0.086	0.347	0.091	0.16	0.089
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.05	0.06	<0.01	0.02	<0.01

※「<」は当該数値未満

山内川（芦ノ山）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.4	7.7	6.9	7.7	7.2
	DO（mg/ℓ）	8.6	8.6	9.2	8.7	8.8
	BOD（mg/ℓ）	2.6	1.0	1.1	2.2	0.9
	COD（mg/ℓ）	5.1	3.0	2.1	3.1	1.6
	SS（mg/ℓ）	3.5	4.5	5.0	5.2	3.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	68×10 ³	42×10 ²	94×10 ²	11×10	61×10 ³
	全窒素（mg/ℓ）	2.13	2.20	1.4	2.0	1.80
	全磷（mg/ℓ）	0.205	0.425	0.079	0.34	0.195
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.04	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

山内川（夫婦松橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.5	7.4	7.1	7.8	7.3
	D O（mg/ℓ）	9.4	10.5	9.2	9.8	9.9
	B O D（mg/ℓ）	1.4	2.0	1.2	1.9	1.1
	C O D（mg/ℓ）	3.5	4.2	2.0	4.1	2.6
	S S（mg/ℓ）	3.3	1.5	6.0	7.3	3.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	42×10^3	64×10	96×10^2	68×10^2	63×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	1.30	1.31	1.5	1.3	1.30
	全燐（mg/ℓ）	0.069	0.118	0.142	0.35	0.076
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.06	0.06	<0.01	0.02	<0.01

山内川（山内川橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.4	7.6	7.2	7.7	7.3
	D O（mg/ℓ）	9.5	9.9	9.1	9.6	9.1
	B O D（mg/ℓ）	1.4	1.8	1.2	1.6	1.2
	C O D（mg/ℓ）	4.7	4.0	2.2	3.6	2.3
	S S（mg/ℓ）	2.5	3.3	4.5	2.5	115.3
	大腸菌群数（MPN/100ml）	24×10^2	44×10^2	88×10^2	33×10^2	12×10^3
	全窒素（mg/ℓ）	1.80	1.50	1.5	1.0	1.55
	全燐（mg/ℓ）	0.074	0.122	0.087	0.12	0.127
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.04	<0.01	0.01	<0.01

願成寺川（法然寺）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.8	7.5	6.8	8.0	7.1
	DO（mg/ℓ）	9.2	11.5	9.3	10.3	10.0
	BOD（mg/ℓ）	3.4	1.3	1.6	1.5	1.5
	COD（mg/ℓ）	7.7	3.7	3.3	3.9	2.8
	SS（mg/ℓ）	7.0	5.0	8.0	4.0	5.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	68×10^3	41×10^2	11×10^3	68×10	64×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	2.25	1.30	1.8	0.6	0.93
	全磷（mg/ℓ）	0.164	0.145	0.123	0.12	0.111
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.10	0.05	0.01	0.09	<0.01

※「<」は当該数値未満

千々川（行者橋）

測定年度 測定項目		平成7年度 (1995)	平成17年度 (2005)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)
生活環境項目	pH（水素イオン濃度）	7.8	7.7	6.8	7.7	7.0
	DO（mg/ℓ）	10.1	10.3	9.4	9.1	9.5
	BOD（mg/ℓ）	1.2	0.9	1.6	0.9	1.0
	COD（mg/ℓ）	3.3	2.1	2.8	3.1	2.2
	SS（mg/ℓ）	1.5	5.5	5.0	3.2	8.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	84×10^2	30×10^2	77×10^2	12×10	77×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	0.95	0.67	1.3	1.4	1.00
	全磷（mg/ℓ）	0.038	0.053	0.064	0.07	0.049
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

千々川（ＪＲ鉄橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.5	7.7	7.3	8.0	7.0
	D O（mg/ℓ）	9.9	9.9	9.6	10.2	9.6
	B O D（mg/ℓ）	2.4	1.4	1.1	1.5	0.7
	C O D（mg/ℓ）	4.6	3.2	2.0	2.7	1.3
	S S（mg/ℓ）	6.5	5.4	5.3	4.0	5.3
	大腸菌群数（MPN/100ml）	58×10^4	65×10^2	90×10^2	17×10^2	43×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	1.18	0.79	1.2	0.8	1.00
	全燐（mg/ℓ）	0.089	0.064	0.061	0.09	0.050
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.12	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

古川（古川橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.6	7.6	6.8	7.9	7.0
	D O（mg/ℓ）	9.9	9.7	9.5	9.2	10.0
	B O D（mg/ℓ）	4.3	8.9	1.2	1.8	1.0
	C O D（mg/ℓ）	7.6	8.6	2.4	5.1	2.2
	S S（mg/ℓ）	6.0	11.5	7.0	20.5	15.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	13×10^5	31×10^2	10×10^3	19×10^2	11×10^3
	全窒素（mg/ℓ）	2.15	3.85	2.1	1.9	1.30
	全燐（mg/ℓ）	0.170	0.207	0.114	0.12	0.126
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.07	0.09	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

古川（若宮橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.5	7.4	6.9	7.6	7.0
	D O（mg/ℓ）	10.1	6.6	9.7	11.8	9.9
	B O D（mg/ℓ）	2.4	2.9	1.4	2.0	0.8
	C O D（mg/ℓ）	5.2	4.4	2.4	3.6	1.6
	S S（mg/ℓ）	7.0	8.2	6.5	6.0	5.7
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	76×10^2	51×10^2	82×10^2	19×10^2	52×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	1.53	1.41	1.8	1.2	1.28
	全磷（mg/ℓ）	0.181	0.121	0.097	0.12	0.082
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.03	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

七谷川（キャンプ場）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.6	7.7	6.9	7.6	7.0
	D O（mg/ℓ）	10.2	10.5	9.9	10.2	9.8
	B O D（mg/ℓ）	0.8	0.7	0.6	0.8	0.4
	C O D（mg/ℓ）	1.2	0.8	1.3	1.2	1.0
	S S（mg/ℓ）	1.0	2.5	1.5	1.1	1.3
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	16×10	82×10	43×10^2	23×10^0	23×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	0.49	0.5	1.2	0.4	0.59
	全磷（mg/ℓ）	0.027	0.02	0.029	0.03	0.023
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

本梅川（水橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.4	7.4	6.9	7.7	7.0
	D O（mg/ℓ）	10.2	9.9	9.5	10.4	9.9
	B O D（mg/ℓ）	1.0	1.4	1.4	1.1	1.0
	C O D（mg/ℓ）	3.5	4.5	2.3	3.9	2.0
	S S（mg/ℓ）	4.5	5.0	3.5	3.4	4.0
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	84×10^2	20×10^2	76×10^2	31×10	48×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	1.18	1.05	1.4	0.8	1.19
	全燐（mg/ℓ）	0.039	0.055	0.065	0.09	0.086
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

大路次川（あたご橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.1	7.7	6.7	7.5	6.8
	D O（mg/ℓ）	9.5	10.2	9.2	9.6	9.2
	B O D（mg/ℓ）	1.5	<0.5	0.7	0.8	0.4
	C O D（mg/ℓ）	2.5	1.4	1.4	1.8	1.2
	S S（mg/ℓ）	1.5	4.0	3.0	0.6	2.0
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	22×10^3	42×10^2	83×10^2	46×10^2	43×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	0.61	0.41	1.1	0.5	1.09
	全燐（mg/ℓ）	0.016	0.015	0.020	0.02	0.016
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.10	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

愛宕谷川（愛宕橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	7.2	7.6	6.8	7.6	7.0
	D O（mg/ℓ）	9.7	9.9	9.4	10.2	9.9
	B O D（mg/ℓ）	0.9	0.7	0.7	1.0	0.6
	C O D（mg/ℓ）	2.0	1.3	1.4	1.7	1.2
	S S（mg/ℓ）	4.0	2.0	2.5	1.1	0.8
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	68×10^2	65×10^3	43×10^2	22×10	32×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	0.66	0.37	1.0	0.4	0.73
	全燐（mg/ℓ）	0.060	0.040	0.047	0.04	0.030
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

桂川（寅天井堰）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	—	7.7	6.9	7.9	7.0
	D O（mg/ℓ）	—	12.0	9.1	11.0	10.0
	B O D（mg/ℓ）	—	0.8	1.2	0.9	0.8
	C O D（mg/ℓ）	—	1.8	2.1	2.2	1.5
	S S（mg/ℓ）	—	3.5	7.0	4.2	3.5
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	—	81×10	11×10^3	28×10	72×10^2
	全窒素（mg/ℓ）	—	0.49	1.3	0.6	0.83
	全燐（mg/ℓ）	—	0.027	0.040	0.04	0.035
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	—	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

桂川（保津峡入口）

測定年度 測定項目		平成 7 年度 (1995)	平成 17 年度 (2005)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
生活環境項目	p H（水素イオン濃度）	—	7.5	6.8	7.6	7.0
	D O （mg/ℓ）	—	11.0	9.6	11.5	9.7
	B O D （mg/ℓ）	—	0.7	1.3	1.1	0.9
	C O D （mg/ℓ）	—	2.5	2.0	2.4	1.5
	S S （mg/ℓ）	—	5.0	4.5	3.9	4.0
	大腸菌群数（MPN/100mℓ）	—	79×10	85×10 ²	32×10	72×10 ²
	全窒素（mg/ℓ）	—	0.89	1.6	0.8	1.25
	全磷（mg/ℓ）	—	0.038	0.062	0.08	0.056
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	—	0.02	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

8. 河川水質測定結果（重金属）の推移

法貴谷川（法貴）

測定年度 測定項目	平成 7 年度 (1995)	平成 12 年度 (2000)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
銅 (mg/ℓ)	0.002	0.0075	0.003	<0.03	0.003
鉛 (mg/ℓ)	0.006	0.0220	0.0025	<0.005	<0.002

※「<」は当該数値未満

砂川（鹿谷）

測定年度 測定項目	平成 7 年度 (1995)	平成 12 年度 (2000)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
銅 (mg/ℓ)	0.014	0.0045	0.0175	<0.03	0.00675
カドミウム (mg/ℓ)	0.007	<0.005	0.002	0.0055	0.00125

※「<」は当該数値未満

願成寺川（法然寺前）

測定年度 測定項目	平成 7 年度 (1995)	平成 12 年度 (2000)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
銅 (mg/ℓ)	0.002	0.003	0.0115	<0.03	0.0075
鉛 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	0.004	<0.005	<0.002
カドミウム (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.0003	<0.001
亜鉛 (mg/ℓ)	0.008	0.007	0.1	0.0625	0.0075
溶解性鉄 (mg/ℓ)	0.13	0.6	0.135	0.45	0.14
溶解性マンガン (mg/ℓ)	0.07	0.055	0.06	0.041	0.0075
全クロム (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ニッケル (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.01	<0.001
全シアン (mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム (mg/ℓ)	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01
砒素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001
総水銀 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※「<」は当該数値未満

9. 水質汚濁に係る環境基準等

i) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/ℓ 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	フ ッ 素	0.8 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	ホ ウ 素	1 mg/ℓ 以下

備 考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

ii) 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。

- ※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級 : コイ、フナ等、 β - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

第3章 騒 音

10. 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

種類 \ 年 度 施設数	平成 24 年度までの累計		平成 25 年度		平成 26 年度	
	特定施設数	特定工場数等	特定施設数	特定工場数等	特定施設数	特定工場数等
金 属 加 工 機 械	218	17	—	—	-4	2
空気圧縮機及び送風機	457	51	24	4	-1	1
土 石 用 破 碎 機 等	2	1	—	—	—	—
織 機	95	7	—	—	—	—
建設用資材製造機械	3	2	—	—	—	—
穀 物 用 製 粉 機	—	—	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	76	17	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	33	12	7	2	1	1
合成樹脂射出成形機	50	5	—	—	3	1
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
計	936	113	31	6	-1	5

実 数		104		0		0
-----	--	-----	--	---	--	---

※特定工場数とは、その年の届出件数（設置、使用、全廃、数等の変更）であり、実数とはリンクしない。

1 1. 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(単位：件)

種 類 \ 年 度	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
くい打機等を使用する作業	—	—	2	2	1
びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—
削岩機を使用する作業	—	5	1	10	5
空気圧縮機を使用する作業	3	5	2	4	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	—	—	—	—	—
バックホウを使用する作業	8	11	4	3	6
トラクターショベルを使用する作業	—	—	—	—	—
ブルドーザーを使用する作業	—	3	3	1	2
計	11	24	12	20	15

12. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況

種類 \ 年度 施設数	平成 24 年度までの累計		平成 25 年度		平成 26 年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	617	52	—	—	4	3
圧 縮 機	1,193	152	61	12	18	5
送 風 機	319	51	6	2	2	1
粉 碎 機	133	19	—	—	—	—
織 維 機 械	183	12	—	—	—	—
建設用資材製造機械	9	8	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	258	51	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	15	7	—	—	—	—
合成樹脂加工機械	27	9	—	—	—	—
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
遠 心 分 離 機	5	4	—	—	—	—
ク ー リ ン グ タ ワ ー	115	25	—	—	—	—
重 油 バ ー ナ ー	28	3	—	—	—	—
工 業 用 動 力 ミ シ ン	666	37	—	—	—	—
ガ ラ ス 研 磨 機	18	3	—	—	—	—
ニューマチックハンマー	24	1	—	—	—	—
コルゲートマシーン	—	—	—	—	—	—
計	3612	435	67	14	24	9

実 数		377		0		1
-----	--	-----	--	---	--	---

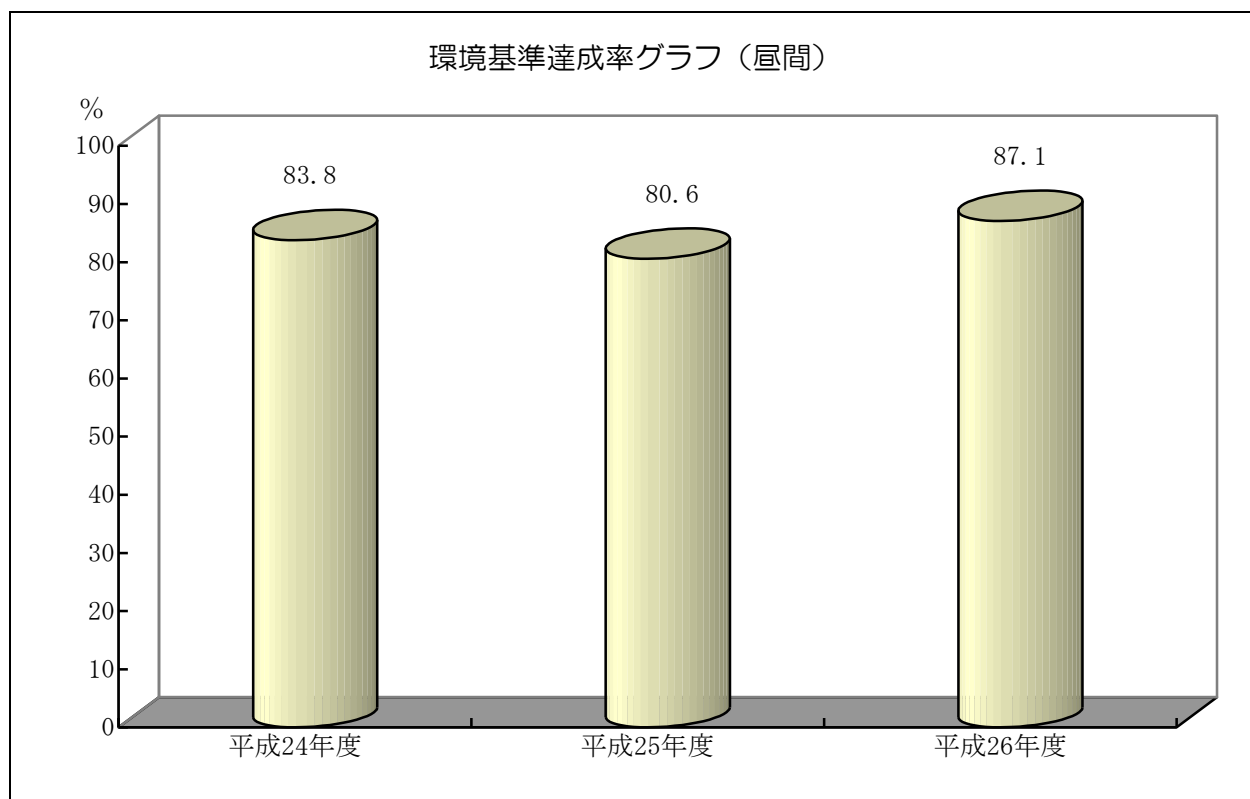
※工場数とは、その年の届出件数（設置、使用、全廃、数等の変更）であり、実数とはリンクしない。

13. 騒音測定における環境基準達成状況

昼間

(単位：地点)

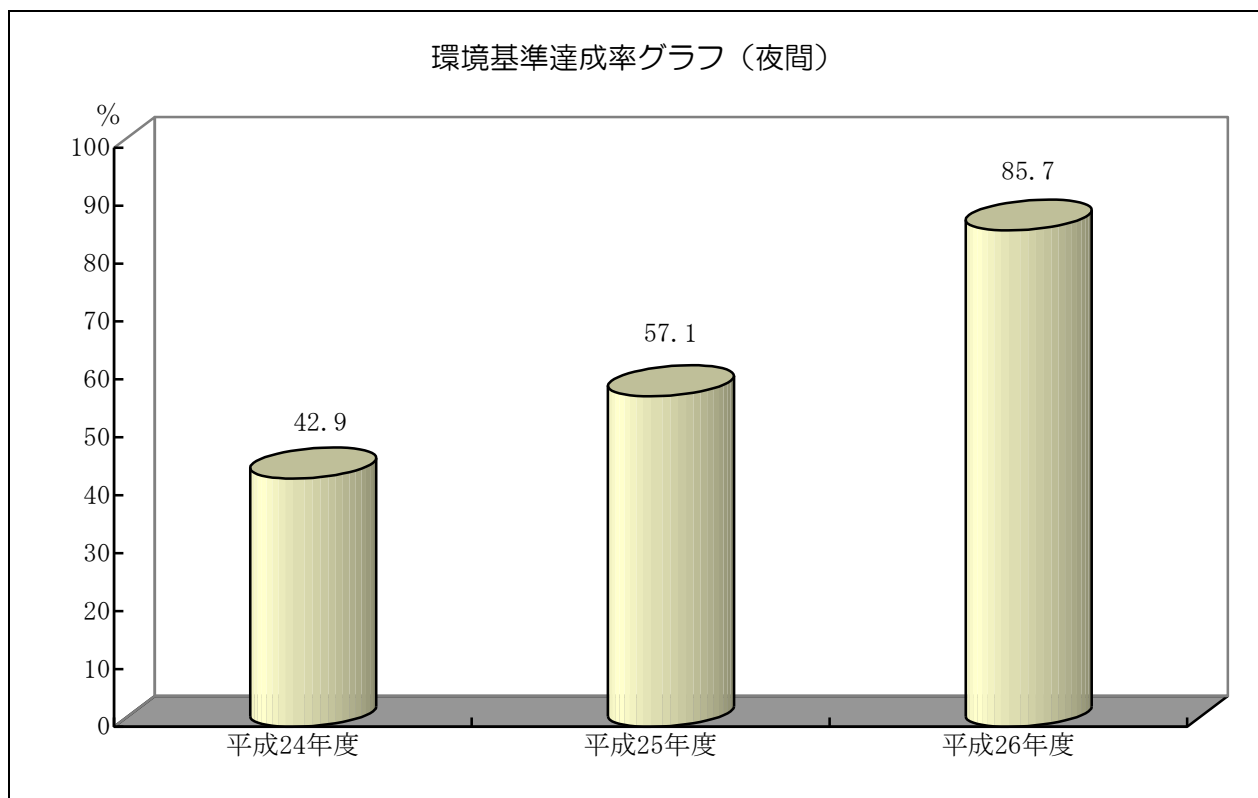
年 度 類型		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
A	第一種低層住居専用	5/5	5/5	5/5
	第二種低層住居専用	2/2	2/2	2/2
	第一種中高層住居専用	1/2	1/2	2/2
B	第一種住居	12/13	12/13	13/13
C	近 隣 商 業	4/4	3/4	2/4
	商 業	1/2	1/2	1/2
	準 工 業	1/2	2/2	2/2
	工 業	0/1	0/1	0/1
合 計		26/31 (83.8%)	25/31 (80.6%)	27/31 (87.1%)



夜間

(単位：地点)

年 度 類型		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
A	第一種低層住居専用	1／1	1／1	1／1
B	第一種住居	2／4	3／4	3／4
C	商 業	0／1	0／1	1／1
	工 業	0／1	0／1	1／1
合 計		3／7 (42.9%)	4／7 (57.1%)	6／7 (85.7%)



14. 環境騒音測定結果

昼間

測定 地点 番号	地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル	主たる音源	環境 基準 適否
						Leq		
1	B	第一住居	千代川町今津1丁目8-16	H27. 3.23	9:49	47.7	自動車、J R、鳥	○
2	B	第一住居	千代川町今津3丁目10-5	H27. 3.20	21:36	44.5	自動車、歩行者、排水	○
3	A	中高住専	大井町小金岐1丁目6	H27. 3.20	21:10	42.5	縦貫道、自動車、生活音	○
4	B	第一住居	大井町土田1丁目5-7	H27. 3.23	9:29	51.6	自動車、歩行者、鳥	○
5	C	準工業	大井町土田2丁目1	H27. 3.20	20:53	58.7	自動車、バイク、歩行者	○
6	C	近隣商業	大井町並河1丁目1	H27. 3.20	19:50	69.3	J R、踏切、自動車	×
7	B	第一住居	大井町かすみヶ丘14-14	H27. 3.20	20:04	40.9	J R、自動車、葉音	○
8	C	工業	大井町並河3丁目14-15	H27. 3.20	20:35	62.8	自動車、工場操業音	×
9	B	第一住居	大井町並河2丁目22-26	H27. 3.20	20:30	47.6	自動車、J R、飲食店	○
10	A	中高住専	北河原町2丁目	H27. 3.20	19:35	54.7	自動車、自転車、葉音	○
11	B	第一住居	余部町天神又46	H27. 3.20	19:19	41.3	J R、自動車、バイク	○

測定 地点 番号	地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル	主たる音源	環境 基準 適否
						Leq		
12	C	商 業	安町 5	H27. 3. 20	16 : 45	63.3	自動車、信号機、歩行者	×
13	C	商 業	追分町大堀 2 0 - 1	H27. 3. 20	10 : 03	59.5	自動車、信号機、J R	○
14	C	近隣商業	内丸町 2 6	H27. 3. 20	17 : 19	61.1	身障者用チャイム、自動車、 自転車	×
15	B	第一住居	紺屋町 6 - 1	H27. 3. 20	17 : 02	51.5	自動車、製材所操業音、タ イヤ交換作業音	○
16	C	準 工 業	古世町向嶋 1 6 - 1	H27. 3. 20	16 : 24	42.6	J R、道路工事、自動車	○
17	B	第一住居	北古世町 1 丁目 1 0 - 1	H27. 3. 20	16 : 08	47.3	高校クラブ活動、自動車、 歩行者	○
18	B	第一住居	三宅町野々神 1 - 1	H27. 3. 20	10 : 27	45.5	J R、自動車、歩行者	○
19	A	一低住専	篠町見晴 1 丁目 1 3 - 1	H27. 3. 20	11 : 41	43.4	自動車、J R、子ども	○
20	C	近隣商業	古世町 2 丁目 4 - 1	H27. 3. 20	15 : 51	43.5	自動車、歩行者	○
21	B	第一住居	篠町広田 1 丁目 4 - 1 1	H27. 3. 20	10 : 50	45.1	自動車、配達、バイク	○
22	B	第一住居	篠町馬堀伊賀ノ辻 2 2	H27. 3. 20	12 : 18	52.1	自動車、自転車、バイク	○
23	B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ谷 1 - 5 7	H27. 3. 20	18 : 15	44.0	縦貫道、自動車、バイク	○
24	A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台 2 丁目 4	H27. 3. 20	15 : 06	42.3	救急車、会話音、鳥	○
25	A	一低住専	篠町広田 2 丁目 3 1	H27. 3. 20	13 : 40	50.4	道路工事、自動車、子ども	○

測定 地点 番号	地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル	主たる音源	環境 基準 適否
						Leq		
26	A	二低住専	篠町野条馬場前	H27. 3. 20	13 : 20	47. 2	西川、解体工事、鳥	○
27	B	第一住居	篠町篠八幡裏	H27. 3. 20	12 : 02	54. 4	自動車、鳥、生活音	○
28	A	一低住専	篠町広田 3 丁目 1 1	H27. 3. 20	14 : 21	38. 5	会話、鳥、風	○
29	A	二低住専	篠町森東垣内 1 - 4 2	H27. 3. 20	14 : 00	41. 8	自動車、鳥	○
30	A	一低住専	南つつじヶ丘桜台 2 丁目 6	H27. 3. 20	14 : 41	52. 4	縦貫道、自動車、子ども	○
34	—	調整区域	吉川町穴川堂ノ前 8	H27. 3. 20	18 : 39	45. 1	縦貫道、自動車、鳥	○
35	—	調整区域	下矢田町東法楽寺 5 4 - 7 5	H27. 3. 20	15 : 30	44. 9	建築作業、鳥、子ども	○
36	C	近隣商業	篠町馬堀駅前 1 丁目	H27. 3. 20	11 : 24	54. 3	J R、自動車、バイク	○

15. 自動車交通騒音測定結果

○平成24年度

調査日時 平成25年1月23日（水）9：00～24日（木）9：00

測定 地点 番号	路線名	H22 センサ ス区間 番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	後背地					
1	一般国道 9号	10280	昼間	73	46	70	×	8：00	277台／10分	39.5 km/h
								17：00	287台／10分	
			夜間	70	38	65	×	22：00	99台／10分	49.3 km/h
								23：00	76台／10分	
2	一般国道 372号	11500	昼間	71	44	70	×	8：30	145台／10分	43.7 km/h
								17：30	158台／10分	
			夜間	68	36	65	×	22：30	45台／10分	52.0 km/h
								23：30	34台／10分	

○平成 2 5 年度

調査日時 平成 2 6 年 1 月 9 日（木） 6 : 0 0 ~ 1 0 日（金） 6 : 0 0

測定 地点 番号	路線名	センサ ス区間 番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	後背地					
3	一般国道 9 号	10270	昼間	72	60	70	×	10 : 40	235 台／10 分	30. 6 km/h
								17 : 30	247 台／10 分	
			夜間	70	42	65	×	23 : 30	65 台／10 分	49. 4 km/h
								1 : 20	34 台／10 分	
12	亀岡 園部線	40810	昼間	66	49	70	○	10 : 10	78 台／10 分	41. 5 km/h
								16 : 20	61 台／10 分	
			夜間	59	39	65	○	23 : 00	10 台／10 分	44. 2 km/h
								1 : 00	2 台／10 分	
15	亀岡 停車場線	60780	昼間	66	51	70	○	9 : 40	73 台／10 分	33. 8 km/h
								15 : 40	93 台／10 分	
			夜間	59	46	65	○	22 : 40	34 台／10 分	36. 8 km/h
								0 : 40	15 台／10 分	

測定 地点 番号	路線名	センサ ス区間 番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	後背地					
16	亀岡停車場追分線	60790	昼間	64	53	70	○	9 : 20	54 台／10 分	37.1 km/h
								14 : 10	55 台／10 分	
			夜間	56	51	65	○	22 : 20	23 台／10 分	37.7 km/h
								0 : 20	8 台／10 分	
18	クニツテルフェルト 通り線	—	昼間	60	58	70	○	8 : 50	50 台／10 分	32.0 km/h
								15 : 00	40 台／10 分	
			夜間	55	56	65	○	22 : 00	37 台／10 分	34.0 km/h
								23 : 50	15 台／10 分	

注1) 昼間は6～22時を、夜間は22～6時を示す。

注2) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

夜間

測定 地点 番号	地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル	主たる音源	環境 基準 適否
						Leq		
8	C	工 業	大井町並河 3 丁目 1 4 - 1 5	H27. 3. 20	22 : 30	47. 6	自動車、工場操業音	○
9	B	第一住居	大井町並河 2 丁目 2 2 - 2 6	H27. 3. 20	22 : 46	41. 2	自動車、踏切、会話	○
12	C	商 業	安町 5	H27. 3. 21	02 : 08	38. 9	自動車、信号機	○
15	B	第一住居	紺屋町 6 - 1	H27. 3. 21	02 : 29	41. 6	自動車	○
23	B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ谷 1 - 5 7	H27. 3. 21	23 : 22	31. 8	自動車、犬、水路	○
24	A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台 2 丁目 4	H27. 3. 21	01 : 40	41. 4	水路への排水、バイク	○
27	B	第一住居	篠町篠八幡裏	H27. 3. 21	00 : 14	47. 1	自動車	×

○平成 2 6 年度

調査日時

平成 2 6 年 1 2 月 3 日（水） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 月 4 日（木） 0 0 : 3 0

測定 地点 番号	路線名	H22 センサス 区間番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	後背地					
1	一般国道 9 号	10250	昼間	72. 5	44. 5	70	×	10 : 30	122 台／10 分	37 km/h
							×	17 : 30	134 台／10 分	34 km/h
			夜間	72. 5	45	65	×	22 : 20	95 台／10 分	44 km/h
							×	23 : 50	36 台／10 分	47 km/h
2	一般国道 9 号	10260	昼間	69	46	70	○	11 : 30	130 台／10 分	37 km/h
							×	18 : 20	141 台／10 分	29 km/h
			夜間	68. 5	45. 5	65	×	23 : 10	68 台／10 分	49 km/h
							○	00 : 30	36 台／10 分	50 km/h

注 3) 昼間は 6～22 時を、夜間は 22～6 時を示す。

注 4) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

調査日時

平成26年12月3日（水）10：00～12月4日（木）00：30

測定 地点 番号	路線名	H22 センサス 区間番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	後背地					
3	一般国道 478 号	11800	昼間	58.5	45	70	○	10：00	118 台／10 分	87 km/h
							○	17：00	195 台／10 分	91 km/h
			夜間	47.5	39	65	○	22：00	30 台／10 分	95 km/h
							○	23：30	10 台／10 分	96 km/h
4	市道篠ラ ンプ9号 線	100002	昼間	65	47.5	70	○	11：00	33 台／10 分	48 km/h
							×	17：50	79 台／10 分	49 km/h
			夜間	58.5	43	65	○	22：40	11 台／10 分	52 km/h
							○	00：10	8 台／10 分	51 km/h

注5) 昼間は6～22時を、夜間は22～6時を示す。

注6) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

16. 騒音に係る環境基準

適用地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6 時から 22 時）	夜間（22 時から 6 時）
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間（6 時から 22 時）	夜間（22 時から 6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2 車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から 15m、2 車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から 20m までの範囲をいう。

地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

17. 騒音規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間帯		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼間	午前 8 時～午後 6 時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前 6 時～午前 8 時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後 6 時～午後 10 時				
夜間	午後 10 時～午前 6 時	40dB	40dB	50dB	55dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域

2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値（第 2 種区域にあつては夜間を除く。）。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の 大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜休日 における 作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85dB	午後 7 時 ～ 翌日 午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日 午前 6 時	10 時間	14 時間	連続 6 日	禁止

- ※ 1. 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
2. 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
3. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB 以下	70dB 以下

- ※ 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

18. 夜間営業等の騒音の制限

(「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後 10 時～翌日午前 6 時）

項 目	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び知事が告示で指定する地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び知事が告示で指定する地域

第 3 種区域：工業地域及び知事が告示で指定する地域

- 第 1 種区域で飲食店営業等を営むものは、午後 11 時～翌日午前 6 時までの間、カラオケ装置、音響再生装置、拡声装置を使用してはならない。ただし、音が外部に漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。
- 測定場所は敷地境界線とする。敷地境界線上での測定が適当でない場合は敷地境界線以遠の適切な地点において測定するものとする。

19. 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

(「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

時間帯	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時～午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時～午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない区域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域

2. 測定場所は、拡声機の直下の地点から10mの地点とする。

3. 遵守事項

i) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であつて、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。

ii) 幅員4m未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。

iii) 地上10m以上の位置で拡声機を使用しないこと。

iv) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。

v) 50m以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

第4章 振 動

20. 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

年 度 施設数 種 類	平成 24 年度までの累計		平成 25 年度		平成 26 年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	416	25	—	—	—4	2
圧 縮 機	300	38	31	6	1	1
土石用破砕機等	7	1	—	—	—	—
コンクリートブロックM	73	6	—	—	—	—
織 機	2	2	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	7	6	7	2	—	—
印 刷 機 械	25	7	—	—	1	1
ゴム練用ロール機	—	—	—	—	—	—
合成樹脂用射出成形機	50	12	—	—	3	1
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
計	882	98	38	8	1	5

実 数		69		1		0
-----	--	----	--	---	--	---

※工場数とは、その年の届出件数（設置、使用、全廃、数等の変更）であり、実数とはリンクしない。

21. 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

年 度 種 類	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
くい打機等を使用する作業	1	2	2	—
鋼球を使用して破壊する作業	—	—	—	—
塗装版破壊機を使用する作業	—	—	—	—
ブレーカーを使用する作業	10	1	1	2
計	11	3	3	2

2 2. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況

種 類 年 度 施設数	平成 24 年度までの累計		平成 25 年度		平成 26 年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	161	24	—	—	4	1
粉 碎 機	119	14	2	1	—	—
バッチャープラント	8	8	—	—	—	—
冷 凍 機	294	77	—	—	—	1
遠 心 分 離 機	1	1	—	—	—	—
ニューマチックハンマー	24	1	—	—	—	—
コルゲートマシーン	—	—	—	—	—	—
原 石 切 断 機	4	1	—	—	—	—
計	611	126	—	—	4	2

実 数		122		0		0
-----	--	-----	--	---	--	---

※工場数とは、その年の届出件数（設置、使用、全廃、数等の変更）であり、実数とはリンクしない。

23. 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

特定工場等において発生する振動の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	60dB	65dB
夜間	午後7時～午前8時	55dB	60dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域。

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の 大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜休日 における 作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時 ～ 翌日 午前7時	午後10時 ～ 翌日 午前6時	10時間	14時間	連続 6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域：規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内。

第2号区域：規制地域のうち、第1号区域以外の区域。

2. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

道路交通振動に係る要請限度

時間帯		第 1 種区域	第 2 種区域
昼間	午前 8 時～午後 7 時	65dB	70dB
夜間	午後 7 時～午前 8 時	60dB	65dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域。

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

第5章 悪 臭

2 4 . 京 都 府 環 境 を 守 り 育 て る 条 例 に 基 づ く 届 出 状 況

(平成 26 年度までの累計)

施 設 の 種 類	施設数
飼料、肥料又は「にかわ」の製造の用に供する施設で原料置き場	5
鶏 1 0 , 0 0 0 羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設等	3
合 計	8

2 5 . 悪 臭 防 止 法 に よ る 規 制 基 準

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項号に規定する市街化区域。

① 敷地境界における規制基準

単位：p p m

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0 . 0 0 2	0 . 0 1
硫 化 水 素	0 . 0 2	0 . 2
硫 化 メ チ ル	0 . 0 1	0 . 2
二 硫 化 メ チ ル	0 . 0 0 9	0 . 1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0 . 0 0 5	0 . 0 7
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0 . 0 5	0 . 5
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0 . 0 5	0 . 5

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

備考 1. A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。

2. B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

第6章 ダイオキシン

2 6 大気中におけるダイオキシン類調査結果

区 分	調査地点	濃 度 (pg-TEQ/m ³)
		26 年度年平均値
一 般 環 境	亀岡測定局	0.0099
環 境 基 準 (年 平 均 値)		0.6

資料：京都府

2 7 公共水域におけるダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点	水質濃度 (pg-TEQ/l)
		26 年度
河 川	犬飼川（並河橋）	0.17
環 境 基 準		1

資料：京都府

2 8 ごみ焼却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度

(平成26年度)

(単位：ng-TEQ/m³)

施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン濃度	法定基準
桜 塚 クリーンセンター	1	60	0.0017	5
	2	60	0.0000011	
	3	60	0.00021	

*但し1日の運転は最大2炉で、炉規模については上限120t/日。

*法定基準は、14.12.1以降設置の既存施設で1時間当たり2,000～4,000kgの焼却能力を有する焼却炉に該当（31.廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準参照）

29. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁

及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/m ³ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/m ³ 以下
土壌	1000pg-TEQ/m ³ 以下

- ※ 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域および地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
5. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
6. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
7. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

30 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準

（単位：ng-TEQ/m³）

特定施設の種類			新設施設	既存施設		
				12. 1. 15 ～ 13. 1. 14	13. 1. 15 ～ 14. 11. 30	14. 12. 1～
廃棄物 焼却炉	焼却 能力	4,000kg/時間～	0.1	基準の適用を猶予	80	1
		2,000～4,000kg/時間	1			5
		～2,000kg/時間	5			10

第7章 空き地の雑草

3.1 雑草パトロールの結果

調査日：平成26年6月16日、19日

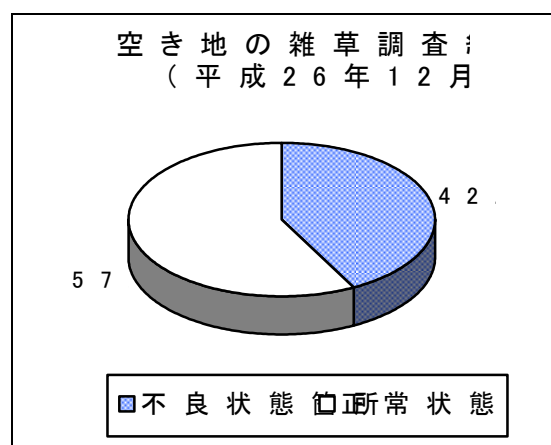
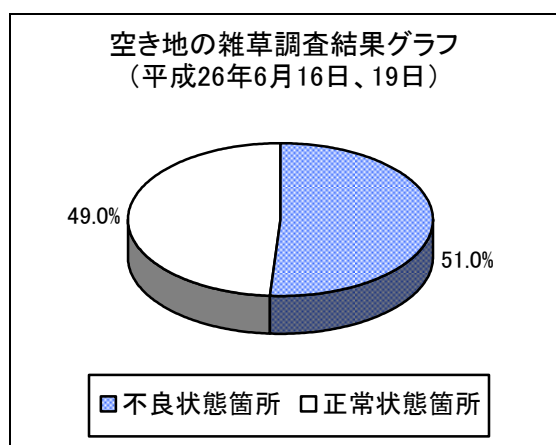
(単位：地点)

調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀岡地区	9	4	44.4 %
千代川町	-	-	- %
大井町	2	-	- %
曾我部町	8	7	87.5 %
篠町	5	3	60 %
東つつじヶ丘	6	2	33.3 %
西つつじヶ丘	9	5	55.6 %
南つつじヶ丘	12	5	41.7 %
合 計	51	26	51 %

調査日：平成26年12月19日

(単位：地点)

調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀岡地区	4	1	25 %
千代川町	-	-	- %
大井町	-	-	- %
曾我部町	7	2	28.6 %
篠町	3	2	66.7 %
東つつじヶ丘	2	2	100 %
西つつじヶ丘	5	2	40 %
南つつじヶ丘	5	2	40 %
合 計	26	11	42.3 %



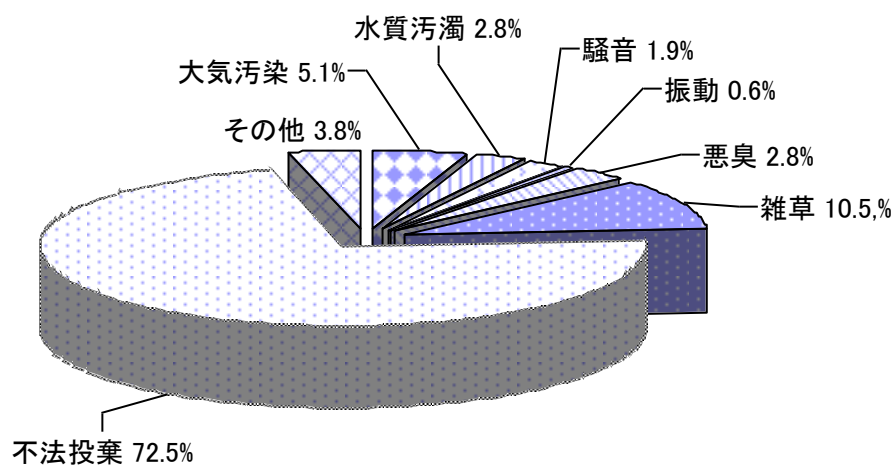
第8章 苦 情

3 2 . 年度別苦情件数

(単位：件)

年度 種類	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	合計	構成比
大気汚染	11	14	1	12	38	5.1 %
水質汚濁	2	4	11	4	21	2.8 %
騒 音	1	2	4	7	14	1.9 %
振 動	0	0	3	1	4	0.6 %
悪 臭	4	5	5	6	20	2.8 %
雑 草	22	20	16	20	78	10.6 %
不法投棄	160	134	156	82	532	72.4 %
そ の 他	0	4	10	14	28	3.8 %
計	200	183	206	146	735	100 %

種類別苦情割合(平成23年～26年度累計)

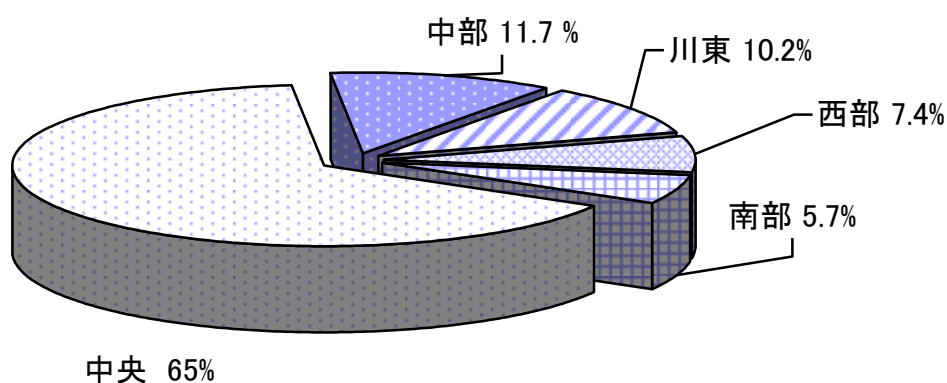


3 3. 地域別苦情件数

(単位：件)

地域 \ 年度		平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	合計	構成比
中央	亀岡地区、篠、 大井、千代川、 東・西・南つつじヶ丘	136	123	122	96	477	65.0 %
中部	曾我部、吉川、蘆田野	23	24	25	14	86	11.7 %
川東	旭、馬路、千歳、 河原林、保津	13	12	33	17	75	10.2 %
西部	本梅、畑野、宮前、 東本梅	14	10	19	12	55	7.4 %
南部	東別院、西別院	14	14	7	7	42	5.7 %
合 計		200	183	206	146	735	100 %

地域別苦情割合(平成23年～26年度累計)



第9章 一般廃棄物の状況

34. ごみ排出量処理実績

(単位：トン)

	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
① 総 ご み 排 出 量	29,663.49	28,736.28	28,875.97	28,483.87	28,092.84	28,068.71	27,209.04
② 家庭系ごみ排出量	22,698.63	21,983.03	21,710.39	21,783.59	21,407.89	21,005.78	20,314.35
③ 燃 や す ご み	22,411.77	21,826.68	21,425.62	21,474.82	21,137.80	21,084.20	20,442.83
家 庭 系	15,950.82	15,573.03	15,172.13	15,206.13	14,880.41	14,641.92	14,045.68
事 業 系	6,431.29	6,224.36	6,189.60	6,229.88	6,230.10	6,419.83	6,361.91
そ の 他	29.66	29.29	63.89	38.81	27.29	22.45	35.24
④ 埋 立 ご み	2,051.64	1,989.00	1,989.00	2,030.95	1,893.01	2,012.49	1,782.50
家 庭 系	1,696.82	1,680.20	1,750.81	1,788.13	1,665.97	1,650.17	1,440.09
事 業 系	69.51	57.64	46.31	47.23	42.31	46.32	45.76
そ の 他	249.31	251.16	562.19	195.59	184.37	316.00	296.65
⑤ 粗 大 ご み	314.14	306.33	423.97	307.75	315.11	412.43	316.70
家 庭 系	172.45	153.69	161.49	169.07	166.66	177.58	173.91
事 業 系	3.07	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.47
そ の 他	138.62	152.64	262.46	138.68	148.45	234.85	142.32
⑥ 空 き カ ン	244.24	238.38	230.09	231.05	236.12	226.73	216.68
家 庭 系	240.12	236.25	228.57	229.69	235.45	225.73	216.05
事 業 系	2.87	1.31	1.18	0.77	0.17	0.16	0.01
そ の 他	1.25	0.82	0.34	0.59	0.50	0.84	0.62

※⑬、⑳＝新聞、雑誌、ダンボール、古布

(単位：トン)

		平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
	⑦ 空 き ビ ン	847.52	830.01	830.01	883.37	931.89	878.04	781.02
	家 庭 系	790.42	791.69	790.42	834.64	880.13	855.56	769.31
	事 業 系	39.28	35.58	39.00	48.23	51.01	22.34	10.86
	そ の 他	0.00	0.45	0.59	0.50	0.75	0.14	0.85
	⑧ ペ ッ ト ボ ト ル	137.28	136.64	151.00	144.88	127.02	47.51	70.26
	⑨ スプレー缶	—	—	—	—	—	15.41	18.13
	⑩ プラスチック製容器 包装	—	—	—	—	—	—	301.40
	⑪ 使 用 済 乾 電 池	14.04	11.92	12.28	12.44	13.74	14.48	14.48
	⑫ 使 用 済 蛍 光 管	0.67	1.84	1.95	1.79	1.87	2.22	2.10
	⑬ 集 団 回 収	3,678.19	3,397.77	3,441.74	3,396.82	3,396.82	3,373.86	3,262.94
	⑭ 資 源 化 量	4,747.642	4,436.28	4,748.89	4,425.15	4,425.17	4,287.95	4,458.01
	⑮ 使 用 済 乾 電 池	15.00	10.03	15.00	10.04	10.04	15.03	15.07
	⑯ 使 用 済 蛍 光 管	0.67	1.84	1.95	1.79	1.79	2.22	2.10
	⑰ 空 き カ ン	214.27	217.06	199.56	193.64	193.64	185.10	179.25
	⑱ 空 き ビ ン	628.00	614.76	618.70	626.66	626.66	587.87	568.16
	⑲ 不 燃 性 粗 大 ご み	74.01	58.18	50.94	51.34	51.34	56.51	47.02
	⑳ ペ ッ ト ボ ト ル	137.28	136.64	151.00	144.88	144.88	47.51	69.91
	㉑ スプレー缶	—	—	—	—	—	19.85	19.26
	㉒ プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	294.30
	㉓ 集 団 回 収	3,678.19	3,397.77	3,441.74	3,396.82	3,396.82	3,373.86	3,262.94

※⑬, ㉓＝新聞、雑誌、ダンボール、古布

	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
㉔ 人 口 (年度末現在)	94,243	93,790	93,393	93,140	92,472	91,910	91,259
㉕ 資 源 化 率 (㉔/㉑)	16.00%	15.44%	15.51%	15.54%	15.87%	15.28%	16.38%
㉖ 1 日 1 人 当 た り ご み 排 出 量 (単 位 :g)	659.87	642.15	636.88	640.77	634.27	626.16%	609.85%

※㉒=㉓～㉗の家庭系+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝ ※㉖=㉒／㉕／365 日×1,000,000

第10章 用語集

35. 大気関係

■二酸化硫黄	主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどの原因物質および酸性雨の原因物質として知られている。
■二酸化窒素	主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、工場のボイラーなどや自動車などが発生源である。酸性雨や光化学大気汚染の原因物質であるだけでなく、高濃度になると呼吸器に影響を与える。
■光化学オキシダント	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物などが、太陽光線の作用によって化学反応を起こしてつくられる強い酸化力を持った物質。光化学スモッグの主成分となる。 全国ほとんどの地域で環境基準を超えている。
■浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。大気汚染の重要な一因であり、視力の低下、有害物質の直接吸引などにより呼吸器に影響を及ぼす。 発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガス、それに NO_x 、 SO_x といったガス状物質が大気中で化学反応を起こしたもの、土ぼこりや海水が飛び散り発生するものがある。
■微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質）。 呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。 発生源から直接排出される一次粒子と、大気中での光化学反応等によりガス成分（揮発性有機化合物（VOC）、窒素酸化物（ NO_x ）、硫黄酸化物（ SO_x ）等）から生成される二次粒子に分類される。 発生源は、自然起源と人為起源に分類される。黄砂や、火山排出物などの自然起源の粒子には $\text{PM}_{2.5}$ より大きな粒径のものが多く含まれる。

3 6. 水質関係

■環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。
■BOD・COD	いずれも水の有機性物質による汚濁の度合いを示す指標で、工場の排水測定等に用いられるBODは、水中の有機物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量をいい、CODは水中の有機物質を酸化するのに必要な過マンガン酸カリウム等の酸化剤の量から求める。単位はどちらも mg/ℓ で表し、この数値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁していることを示す。 公共用水域の測定に際して、河川についてはBODが、湖沼や海についてはCODが用いられる。
■pH	溶液中の水素イオンの濃度をいい、pH=7が中性、これより小さい数値が酸性、大きい数値がアルカリ性であり、特殊な例（温泉など）を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示す。
■DO（溶存酸素量）	水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含まれる。ゼロになると腐敗が始まり悪臭が発生する。水温20℃で飽和値は9.17mg/ℓ。
■SS（浮遊物質）	水に溶けず浮遊している2mm以下の物質。水の濁りの原因となり、魚類のえらをふさいでへい死させたり、日光透過を悪化させ水中の植物の光合成を妨げたりする。含有量の多い水は飲料水として不適である。
■大腸菌群数	乳糖を分解して酸とガスを生成する細菌群の総称であり、真性の大腸菌以外に数種の菌を含んでいる。大腸菌群が水中において検出されるということは、その水が人や動物のし尿等により汚染されていることや、病原細菌が存在している可能性があることを示す。
■全窒素・全磷	水中に含まれる有機性、無機性の窒素化合物とリン化合物の総量。数値が大きいと富栄養化の原因になる。

■陰イオン界面活性剤	陰イオン表面活性剤などともいう。界面活性剤の中で、水に溶かすと電離して界面活性を示す部分が陰イオンとなるものをいう。水溶液としたとき、洗浄、湿潤、乳化、起泡、可溶化、分散などの活性を示す。各種石けんや洗剤として古くから利用され、硫酸エステル塩やスルホン酸塩類などその種類も多く、各種工業にも使われている。排水中に混入すると泡立ちを生じ、水質汚濁の原因をつくる。
■公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除かれる。

37. 騒音関係

■特定施設	大気汚染防止法や水質汚濁防止法、廃棄物処理法などの政令で定める有害物質を排出し、生活環境を阻害するおそれのある施設で、政令により指定された施設のことをさす。
■特定建設作業	騒音規制法・振動規制法の中の用語で、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるもの」をいう。作業実施の7日前までに届け出が必要である。
■環境騒音	観測する場所における総合された騒音であり、ある場所における特定の音源だけでなく、不特定多数の暗騒音が混じっている騒音をいう。

38. ダイオキシン関係

■ダイオキシン	有機塩素化合物の中で、構造や毒性等の性質がよく似ているポリ塩化ジベルズパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラウ及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類という。 塩素を含む物質を燃焼させたときなどに発生し、食物連鎖などにより体内に蓄積されると甲状腺機能の低下、生殖機能・遺伝子への悪影響、発がん性、内臓障害などが心配される。 毒性を表すときは、もつとも毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを1とした係数（TEF）により換算し、それを積算した毒性等量（TEQ）とする。
---------	---

平成 2 7 年度版 亀岡市環境白書データ集

平成 2 8 年 1 月発行

編集・発行 亀岡市環境市民部環境政策課

〒621-8501 亀岡市安町野々神 8 番地

T E L 0 7 7 1 - 2 5 - 5 0 2 3

F A X 0 7 7 1 - 2 2 - 3 8 0 9

E-mail kankyo-soumu@city.kameoka.kyoto.jp
